

第1章

計画の目的・位置づけ

1-1 計画の目的・計画期間

(1) 計画の目的

2004年（平成16年）10月に発生した「新潟県中越地震」、2007年（平成19年）7月に発生した「新潟県中越沖地震」は、ともにマグニチュード6.8、中越地震では震度7、中越沖地震では震度6強を観測し、人的被害とあわせて建築物にも大きな被害をもたらしました。

さらに、本市において当初の耐震改修促進計画を策定した以降も、2011年（平成23年）の東日本大震災、長野県北部地震、2016年（平成28年）4月の熊本地震などで多大な被害が生じています。

「新潟県中越地震」で被災した半壊以上の建築物のうち、1981年（昭和56年）以前に建築された旧耐震基準の建築物が8割以上（非木造は約7割）を占めたことからわかり、いかにして旧耐震基準の建築物の耐震性を向上するかが大きな課題となっています。

本計画は、市民の日常生活における安全・安心を高めつつ、大規模地震が発生した場合の被害を軽減するために、当初計画、第二期計画を引き継ぎ、市内建築物の耐震改修促進に向けた総合的な施策を構築することを目的とします。

計画の策定にあたっては、被災地としての経験を生かし、また、雪国である本市の地域特性などにも配慮しつつ、耐震化の現状及び市民の意向を十分把握したものとします。

また、2021年（令和3年）の国の基本的な方針の見直しや、2022年（令和4年）9月に改定された新潟県耐震改修促進計画を受け、所要の改正も合わせて行います。

(2) 計画の対象

本計画の対象地域は長岡市全域とし、対象建築物は、市内の建築物全般を対象としますが、特に耐震化の必要な現在の耐震関係規定に適合していない1981年（昭和56年）5月以前の旧耐震基準の建築物を重点的に耐震化を促進する対象とします。

中でも、『市民の生命・財産を守る』ことを第一に考え、市民の生活基盤となる「住宅」を最優先に耐震化すべき対象とします。

また、不特定かつ多くの人が利用する「特定建築物」も重要な建築物として、耐震化を促進していきます。

(3) 計画期間

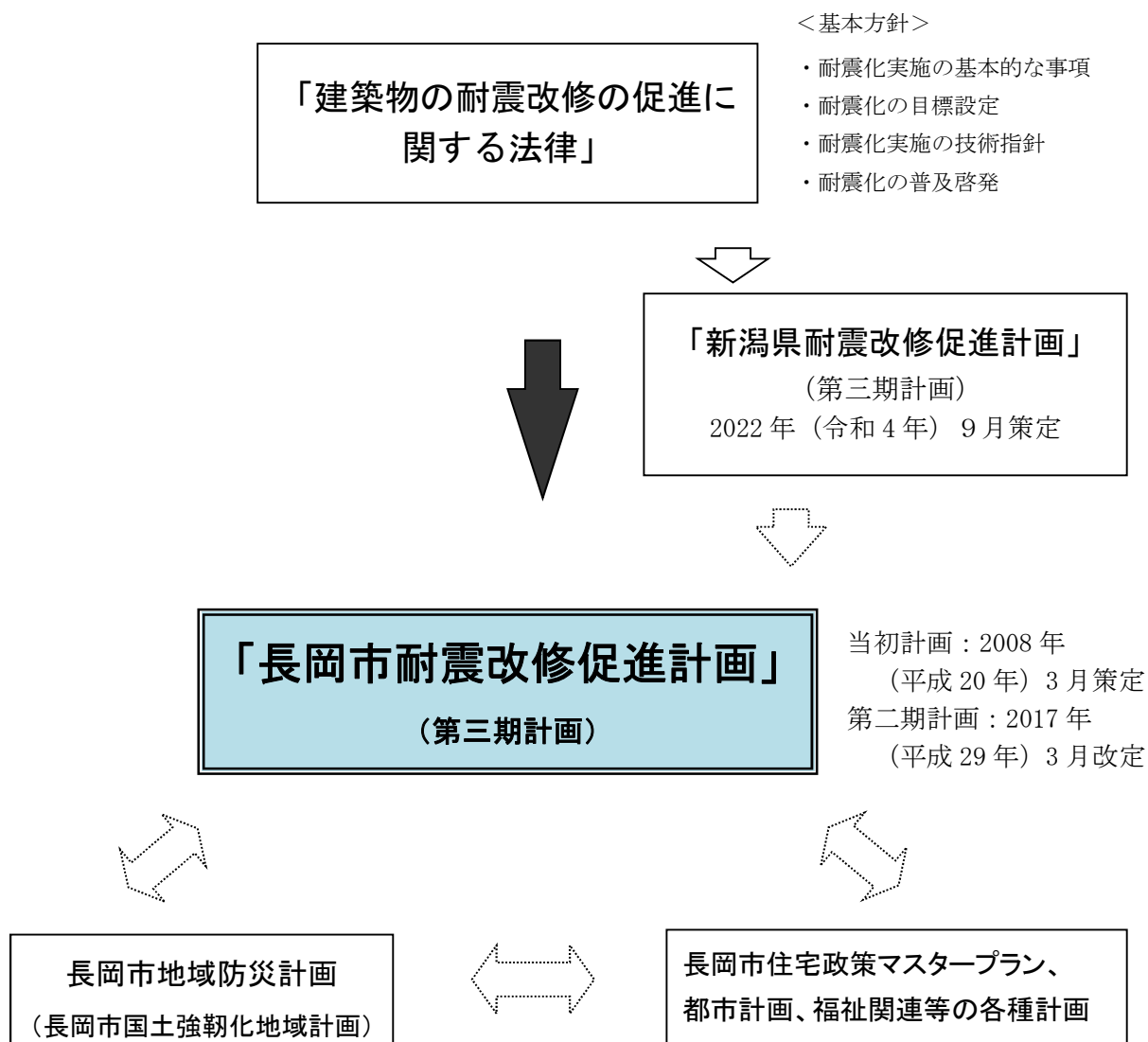
2025年度（令和7年度）までを計画期間とします。

ただし、社会情勢の変化や耐震化を促進する上での課題等に柔軟に対応するため、定期的に検証し、期間内であっても必要に応じて計画内容の見直しを行います。

1-2 計画の位置づけ

本計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号、以下、「法」という。）」第6条第1項に基づく計画です。

計画の策定に際し、法4条の規定により国土交通大臣が定めた建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(以下「基本方針」という。)及び「新潟県耐震改修促進計画」を勘案し、関連計画等との整合を図りながら策定します。

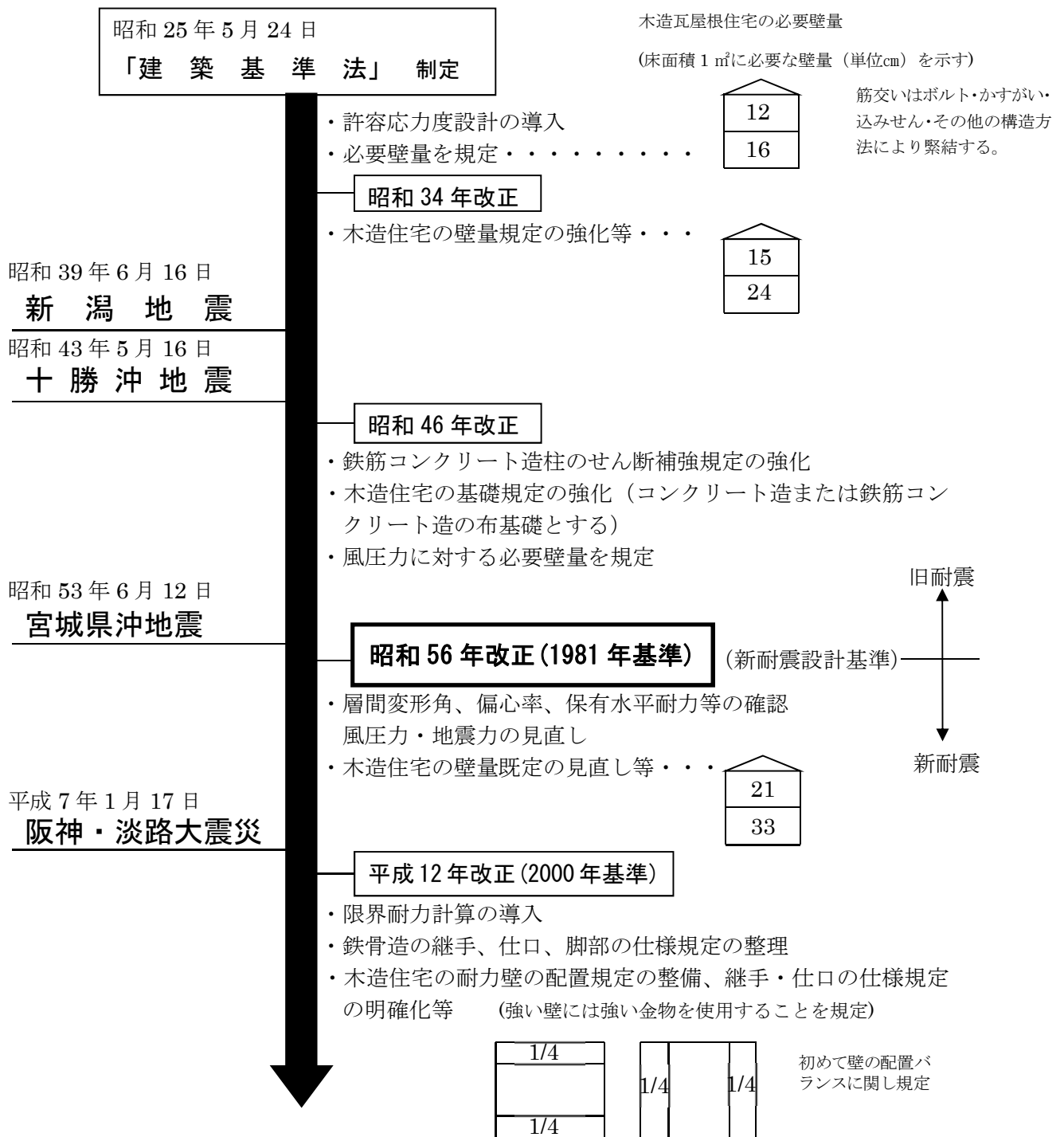


長岡市耐震改修促進計画の位置づけ

1-3 耐震基準の変遷

1981年（昭和56年）の建築基準法の改正に伴い導入された耐震基準は、中規模の地震動（震度5強程度）に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震動（震度6強から震度7に至る程度）に対して、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害が生じないことを目標としています。この基準を「新耐震基準」として、それ以前の「旧耐震基準」と明確に区別しています。

〔建築基準法の構造関係規定の主な変遷〕



1-4 建築物の耐震改修の促進に関する法律

耐震改修促進法は、阪神・淡路大震災を教訓にして、建築物の地震に対する安全性を確保するため、建築物の耐震改修促進を目的に1995年（平成7年）10月に制定されました。

2005年（平成17年）11月の改正で、都道府県において耐震改修促進計画の策定が義務付けられ、市町村は県計画を勘案した計画策定に努めるものとされました。

その後、南海トラフの巨大地震や首都直下地震の発生が危惧される中、建築物の耐震化を強力に進めるために、2013年（平成25年）5月に再度改正され、全ての建築物について耐震診断・耐震改修が努力義務化されるなど、耐震化の取組みが強化されました。

さらに、平成30年6月に発生した大阪府北部地震での被害などを踏まえ、平成30年11月に耐震改修促進法施行令が改正され、避難路等沿道のブロック塀等について取組みが強化されました。

〔耐震改修促進法の変遷〕



〔耐震改修促進法の概要〕

① 建築物の耐震化の促進のための規制

耐震診断・改修の努力義務

全ての既存耐震不適格建築物

耐震診断の義務対象

要緊急安全確認大規模建築物

〔法律による義務付け（法附則第3条）〕

- ・不特定多数の者が利用する建築物（病院、劇場、集会場、展示場、百貨店等）
- ・避難弱者が利用する建築物（小学校、老人ホーム等）
- ・危険物貯蔵場・処理場（火薬類などを取り扱う工場等）

H27 年末までに耐震診断結果を所管行政庁に報告

要安全確認計画記載建築物

〔県計画による義務付け（法第5条）〕

- ・県の耐震改修促進計画で指定する市町村の区域を超える避難路等の沿道建築物
- ・県の耐震改修促進計画で指定する避難所等

県が指定する期限までに耐震診断結果を所管行政庁に報告

〔市町村計画による義務付け（法第6条）〕

- ・市町村耐震改修促進計画で指定する避難路等の沿道建築物

市町村が指定する期限までに耐震診断結果を所管行政庁に報告

② 建築物の耐震化の円滑な促進のための措置

〔耐震改修促進計画の認定〕

- ・地震に対する安全性が確保される場合は既存不適格のままで可とする特例
- ・耐火建築物、容積率、建ぺい率の特例措置を創設

〔区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定〕

- ・大規模な耐震改修を行おうとする場合の決議要件の緩和。（区分所有法の特例：3/4→過半数）

〔耐震性に係る表示制度〕

- ・耐震性が確保されている旨の認定を受けた建築物について、その旨を表示

③ 法律（第4条）に基づく国の基本方針

〔住宅の耐震化率目標〕

- ・令和12年までに耐震性の不足する住宅を概ね解消

〔建築物の耐震化率目標〕

- ・令和7年までに耐震性の不足する耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消